



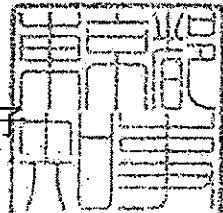
諮詢書

31福保健食第2211号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮詢する。

令和2年2月17日

東京都知事 小池 百合子



記

1 賒問事項

東京都食品安全推進計画の改定について

2 賒問理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成27年2月に東京都食品安全推進計画を改定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、令和3年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画の改定について、諮詢する。